

## パブリックコメント制度による意見募集結果

広報あじょう5月15日号及び市ホームページなどで意見を募集した「安城市自治基本条例（案）」について、貴重なご意見・ご提案をいただきありがとうございました。

寄せられたご意見に対して、市の考え方をまとめましたので、その結果を公表します。

提出数 5名（10件）

提出方法 持参 1名（2件）、FAX 1名（3件）、Eメール 1名（2件）、ホームページ 2名（3件）

	該当の条文	意見	市の考え方
1	前文	<p>2人の中学生・小学生を持つ主婦です。前文で「おとなも子どもも個人として尊重され、未来を担う子どもたちに引き継ぎたいと願っています」と掲げられています。現状を省みてみますと、企業の大量解雇、大量の不法投棄ごみ、少しも減らない地球温暖化ガスによる地球規模の気候変動など、このままではとても子どもたちに引き継ぐことなどできませんし、「そんなあじょう私たちはいけないよ」と聞こえてきそうです。</p> <p>納税義務も選挙権もない子どもたちの声を誰が聴いてくれるでしょうか。この子たちの声を聴いていただける機会などもこの安城市自治基本条例には盛り込んでいただけるのでしょうか。</p>	<p>この条例では、「おとなも子どもも個人として尊重され、だれもが幸せに暮らし続けられるまち」を理想とするまちの姿とし、市民、議会、行政の担う役割を明確にするとともに、共通の将来像や目標を共有し、協働してまちづくりに取り組むことを規定しています。</p> <p>「子どもの権利」について市民会議や策定審議会では、権利を与えるのであれば義務も課すべきとの意見もあり、市としてまだ意思決定されていないため、今回については盛り込まないこととしましたが、この条例には見直し規定もありますので、引き続き検討してまいります。</p>

2	第1条「目的」	<p>「自立した地域社会を実現することを目的とします。」とあります。</p> <p>(1) 今の地域社会を「自立」という視点からどのようにとらえておられるでしょうか。</p> <p>(2) 「自立した地域社会」とは、具体的にはどのような姿をイメージされておられるでしょうか。</p>	<p>地方分権の進展に伴い、地方自治体において、「自己決定・自己責任」に基づいて意思決定を行う自治体運営が求められています。</p> <p>また、自治体の運営に広く市民が参加し、地域内の問題解決を行うためには、情報の共有や市民参加の制度など、まちづくりを推進させる制度の整備が求められています。</p> <p>具体的には、前文に謳われたとおり、一人ひとりが、自ら考え行動する自立した市民として、また、まちづくりの担い手として、助け合いながら協働することにより、おとなも子どもも個人として尊重され、だれもが幸せに暮らし続けられるまちこそが、自立した地域社会であると考えます。</p>
3	第3条「定義」	<p>「コミュニティ」の定義に、公民館、福祉会館(福祉センター)、PTAも表記すべきだと思います。</p>	<p>この条例は、地縁で人が結びつく地縁型と活動内容や目的によって人が結びつくテーマ型の両方を「コミュニティ」と定義し、地縁型の例示として町内会を、テーマ型の例示として特定非営利活動法人、ボランティア団体を挙げており、PTAについては、逐条解説の中でコミュニティとして表記しています。</p> <p>なお、公民館や福祉センターを利用し、地域の課題に自ら取り組む団体についてもコミュニティに包含されます。</p>
4	第7条「市民参加の権利」	<p>「市民は、まちづくりの主体として、等しく市民参加をすることができます。」とあります。</p> <p>まちづくりに関する市民参加として、具体的にはどのような機会があるのでしょうか。</p>	<p>市民参加の機会については現在でも、審議会等への市民公募やアンケート、パブリックコメント制度などがありますが、さらに市民参加を進めるため、第14条の規定に基づき今後策定を進める市民参加に関する条例の中で具体化してまいります。</p>

5	第8条「行政サービスを受ける権利」	<p>市民の権利で「行政サービスを等しく受けることができる」となっていますが、現在ある条例・規則では、生活環境やニーズが大きく変化している昨今、現状に合わない事象も出てきています。安城市自治基本条例の趣旨に沿った条例・規則に見直しする必要はありませんか。</p>	<p>既存の条例・規則については、この条例に定める事項を最大限に尊重し、見直しが必要な規程については改正を行います。</p>
6	第9条「市民の責務」、第11条「議員の責務」、第12条「市長等の責務」及び第13条「職員の責務」	<p>「市民の責務」は逐条解説によって良くわかりました。これを踏まえて意見を述べます。</p> <p>第11条「議員の責務」では、「…努めます」、第12条「市長等の責務」第2項では、「…図ります」、第13条「職員の責務」第1項では「…推進します」、同第2項では「…取り組みます」とそれぞれ努力義務として責務を規定しています。しかし議員、市長等および職員は、基本的に市民等の税金などで報酬等を受けることによって義務に近い責務があるものと考えます。</p> <p>各項に掲げていることはすべての安城市民がこぞって賛同するものであり、「努力します・図ります」ではなく、「します・やります」が適切ではないかと思えます。今後は、この意気込みが感じられる安城市自治基本条例であってほしいと望む一市民です。</p>	<p>個人の行動規範が求められる議員や職員については義務や努力目標を、それぞれ規定する内容に応じて責務規定として表現しています。</p> <p>「努める」は、困難や苦しさに耐えて、何かをしようと努力すること、「図る」は、ある目的を実現するために、さまざまな角度から考え、手だてを講じ、実行に移すこと、「推進する」は、事業や計画など物事が目的に向かって前進するようにすること、「取り組む」は、真剣に事をするというものであり、前向きな考えが変わるものではないと考えています。</p> <p>なお、条例施行までにフォーラムや研修会を開催し、条例の理念に則った市政運営を実行してまいります。</p>
7	第15条「コミュニティ」	<p>第4項として、「市民参加をしやすくする為、今後、各コミュニティの役割、責任区分を見直し、将来あるべき姿を検討していく。」を追加する。</p>	<p>この条例は、コミュニティの定義を地域の課題に自ら取り組む団体とし、市長は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重するとしています。</p> <p>したがって、各コミュニティの役割、責任区分を見直し、将来あるべき姿を検討していくことは、各団体に委ねられています。</p>

8	第18条「危機管理」	<p>最近の都市水害は思わぬ異常気象によるところがある。低気圧が停滞し、雨雲が動かない。また、同じところに雨雲が流れてくる。神戸市の都賀川の水害で小学生5人が死んだ。偏平な安城市では多少の凹地での住宅地は水の流れの音が変わってくると水が床下に入りやすい。この不安は夜間の雨のときは目を覚ます。年数が経過した安全対策は異常気象に対しては不安全であると思います。</p>	<p>この条例は、安全で安心な市民生活を確保するために、地震、集中豪雨などの自然災害を始め、犯罪や交通事故などを含む「危機」に対する市民、コミュニティ、市長の基本的な役割を規定しています。</p> <p>なお、水害対策については、個別の計画により対応してまいります。</p>
9	その他	<p>この条例の実効性について、安全で安心できる住みよいまちづくりを推進する上で、今後どのようなプロセス(過程)を構想されておられるでしょうか。</p>	<p>この条例を市の最高規範として位置付け、他の条例、規則等の制定改廃、解釈や運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限に尊重し、整合を図るとともに、市民参加に関する条例を策定し、適切かつ効果的と認められる市民参加の手法を整備してまいります。</p> <p>また、条例の施行後5年を超えない期間ごとに、各条文がその時代の社会経済情勢に合っているか、本市にふさわしいものであり続けているかについて、市民参加のもとに検証を行い、実効性の確保に努めてまいります。</p>
10	その他	<p>最近ニュースをにぎわした企業側の突然の申し出で、いわゆる派遣切り、派遣社員が突然の一方的理由で解雇され、その日から路頭に迷い、住まい、食事も出来ないという悪らつな解雇をされた人はかわいそうで身震いする。この様な方が安城市に居たとしたら直ちに救いの手を差し出したい。どうか安城市の力によって再雇用されるまで救っていただきたく立法があれば有難いと思っています。これを放置すると善人でも罪を犯す温床になると思います。どうかよろしく願い申し上げます。</p>	<p>この条例は、前文で謳われた「だれもが幸せに暮らし続けられるまち」を理想の姿としています。</p> <p>ご意見をいただいた件についての条例化は難しいですが、雇用、福祉に限らず、市のあらゆる施策について、この条例の目的及び理念に基づき実施してまいります。</p>